

焼津市手話言語条例 手引き

平成 30 年 4 月

焼 津 市

目 次

焼津市手話言語条例 手引き

はじめに	1
前文	2
第1条 目的	4
第2条 定義	5
第3条 基本理念	7
第4条 市の責務	8
第5条 市民の役割	10
第6条 計画の策定及び推進	13
第7条 市の取組	14
第8条 財政措置	16
第9条 委任	16
附則	16

はじめに

焼津市では、あらゆる場面で自由に手話を使えるような社会づくりにより、ろう者（聴覚障害者のうち手話を使って生活している人）をはじめとした全ての市民が生き生きと暮らせる焼津市となるよう、市民の間に手話への理解や手話の普及などを進めるための「焼津市手話言語条例」を制定しました。

この手引きは、条例の内容を説明したものです。

また、条例案の検討段階で当事者であるろう者やその関連団体（手話通訳者団体や手話サークルのろう者と共に活動している団体）の皆さんと10数回に及ぶ意見交換を行い、様々な貴重な御意見を伺いました。

この手引きでは、条文解説のほか、意見交換の中で伺った「ろう者の思いなど」も掲載してあります。

前文

手話は、言語

手話は、手や指、表情、体で表す、目で見える言葉

手話は、音声言語と同等に伝え合うことができる言葉

かつて、口話法教育の徹底により、ろう者にとって、親、兄弟とさえ手話での会話ができない時代が長く続きました。それでもろう者は、命ともいえる手話を守り、受け継ぎ、豊かな文化を築いてきました。

世界的に手話をめぐる考え方が変化し、障害者の権利に関する条約や障害者基本法により、ようやく手話が言語として認められました。

しかし、現在でもまだまだ手話への理解は不十分です。焼津市に暮らすろう者は、今でも日々のコミュニケーションに苦勞しており、手話が広がっていくことを心から願っています。私たち市民一人一人が手話への理解を深め、これを広く普及していくことが必要です。

歴史ある港町、焼津市では、古くから人々の交流が盛んで、明るく開放的な風土を育んできました。まちに暮らす様々な人々が交流するために、お互いの言葉を理解し合うことはとても大切です。私たち市民は、あらゆる場面で自由に手話を使える社会となるよう取り組まなければなりません。

こうした認識の下、手話の普及等のための施策の推進を通じ、ろう者をはじめとした全ての市民が生き生きと朗らかに暮らせる焼津市となることを願い、この条例を制定します。

【趣旨】

前文では、条例制定の背景や動機、条例の理念や目的を示しています。また、前文は、各条文の解釈及び運用の指針となります。

【解説】

- 1 「かつて、口話法教育の徹底により、ろう者にとって、親、兄弟とさえ手話での会話ができない時代が長く続きました。」

明治時代に聾学校ができる前は、ろう者は孤立を余儀なくされていました。

手話を言語として使用する継続的集団の土台となったのが聾学校です。明治11年に京都に国内初の聾学校（京都盲啞院）が設立され、聾学校を中心として手話はろう者の間に受け継がれていきました。

一方、明治13年にイタリアのミラノで開かれた、ろう教育に関する国際会議で、口話法の優位が宣言（ミラノ決議）されました。日本のろう教育も、大正末期から昭和にかけて手話法から口話法への転換が図られ、昭和10年代には多くの聾学校で手話の使用が禁止されました。当時の口話法は、話し言葉に絶対の価値をおき、発語習慣や読話習得の妨げになるという理由から手話の使用が禁止されました。

こうした状態が長く続き、手話は教育の場で、そして社会で認められない言語となりました。しかし、手話は、聾学校内では教師の見えていないところで先輩から後輩へと伝承されていき、社会ではろう者が集まる場でひそかに使われていきました。

2 「世界的に手話をめぐる考え方が変化し、障害者の権利に関する条約や障害者基本法により、ようやく手話が言語として認められました。」

ほんの10数年前まで、国内の多くの聾学校では手話を使うことが禁止されていました。独自の言語体系やそれを使用する集団を持ちながらも、手話は長年、言語として位置づけられていませんでした。

平成時代に入り、ろう者達は、教育現場への手話の導入を全国各地で訴え、平成21年、ついに文部科学省は学習指導要領を改訂し、手話を初めて明記し、聾学校でのコミュニケーション手段の一つとして手話が認められるようになりました。

国際的には、平成18年の国際連合総会における障害者の権利に関する条約の採択（日本の署名は平成19年、批准は平成26年）により、手話が言語として認められました。先のミラノ決議も、130年後の平成22年にカナダのバンクーバーで開かれた国際会議でようやく否定されました。

また、国内法では初めて、平成23年の障害者基本法の改正により、手話が言語として認められました。

【ろう者の思いなど】

- (1) かつて、聾学校では手話の使用が事実上禁止されていた。口話法教育の徹底により手話の獲得が阻まれた。また、手話を堂々と使うことができないような社会的風潮もあった。
- (2) そして今でも、言葉（手話）が通じないことによる不便さや不安な気持ちを抱えている。
- (3) 社会で暮らしていく上で自分達にも、周りの人達に伝え、わかってもらい、共感したい思いや気持ちがたくさんある。
- (4) 自分達と同じような、耳が聞こえないこども達や、これから生まれてくるこども達に、自分達と同じような思いをさせたくない。
- (5) あらゆる場面で自由に手話が使え、耳が聞こえない人も聞こえる人も分け隔てなく自由に思いを伝え合えるような社会になってほしい。
- (6) ろう者を含めた全ての人達が言葉（手話を含む）によって明るく活発に交流し、生き生きと朗らかに暮らしていける焼津市となってほしいし、そうなるように自分達も努めていきたい。

これらの思いを踏まえ、過去につらく悲しい時代もありましたが、そのことを殊更に強調することなく、輝かしい未来に向かう前向きな文章にしたいという気持ちがこの前文に込められています。

（目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及等のための施策に関し、基本理念を定め、市の責務及び市民（市民団体及び事業者を含む。以下同じ。）の役割を明らかにするとともに、手話の普及等のための施策の推進に必要な基本的事項を定め、もってろう者をはじめとした全ての市民が生き生きと暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【趣旨】

本条は、条例の目的を明らかにしたものです。

【解説】

1 「手話の普及等のための施策に関し」

第2条（定義）において、「手話の普及等」とは、手話の普及その他の手話を使いやすい環境の整備のことと定めています。

2 「基本理念を定め、市の責務及び市民（市民団体及び事業者を含む。以下同じ。）の役割を明らかにするとともに、手話の普及等のための施策の推進に必要な基本的事項を定め」

「基本理念」については第3条、「市の責務」については第4条、「市民の役割」については第5条、「手話の普及等のための施策の推進に必要な基本的事項」については第6条～第9条に、それぞれ定めています。

3 「ろう者をはじめとした全ての市民が生き生きと暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。」

手話の普及等のための施策の推進を通じて、市民の間に手話への理解や手話の普及が促進され、あらゆる場面で手話を使え、ろう者もそうでない人もそれぞれ自分の考えや思いを自由に伝え合えるような社会づくりがされることで、「全ての市民が生き生きと暮らせる地域社会（焼津市）を実現する」という、この条例の目的を明らかにしています。

【ろう者の思いなど】

- (1) いろいろな情報も手話によって入手できれば、自分達にわかりやすく、優しい社会になる。
- (2) 自分達の思いや考えを手話で伝えることができれば、言いたいこと、伝えたいことをよりの確に相手に伝えられる。
- (3) ろう者もそうでない人も分け隔てなく自由に自分の考えや思いを伝え合えるような社会づくりがされることはとても大切だと思う。
- (4) 自分の考えや思いを自由に伝え合えるような社会づくりがされることで、ろう者だけでなく全ての市民が、より生き生きと暮らせる社会（焼津市）が実現するのだと思う。

(定義)

第2条 この条例において「手話の普及等」とは、手話の普及その他の手話を使いやすい環境の整備をいう。

2 この条例において「ろう者」とは、聴覚障害者のうち手話を使って生活している者をいう。

【趣旨】

本条は、条例における必要な用語について定義しています。

【解説】

1 「手話の普及等」(第1項)

例示してある「手話の普及」を含めた「手話を使いやすい環境の整備」のことを「手話の普及等」と定義しています。

「手話を使いやすい環境の整備」とは、例えば、

- (1) 手話の普及 市民が手話のことを知り、理解するようになり、手話が市民の間に広まり浸透していく。
- (2) 手話に関する教育や学習 学校教育の場で児童や生徒が手話に触れる機会を持ったり、一般市民が手話の勉強をしたりして、少しでも手話が使えるようになっていく。
- (3) 手話による情報の発信 市の行政情報、事業者(店舗などを含む)の情報などが手話で発信されるようになる。
- (4) 手話に関わる市民の増加 手話通訳者、手話サークル会員、ろう者の近所に住む住民など、手話に理解がある人達が増えていく。

などのことが進んでいくことです。

2 「ろう者」(第2項)

「聴覚障害者のうち手話を使って生活している者」と定義しています。

「ろう者」とは、聴覚障害者のうち、日常生活や社会生活を営む上で手話を言葉として使用している人のことです。

手話の中にも、日本手話、日本語対応手話、中間型手話など様々なものがあります。この条例では、これらの手話と呼ばれるものを区別することなく、広く手話としています。

また、市内の多くのろう者が使用している手話は、音声言語・文字言語としての日本語(＝健聴者が一般に使う日本語)とは語順が違うなど、独自の語彙や文法体系を有する言語です。

市内に住む年配のろう者の中には、手話で教育を受けることができなかったため、読み書き〔＝(音声言語・文字言語の)日本語〕が苦手で、使用する言語は専ら手話に依っている人もいます。少し学術的な表現をすると、それらのろう者は、手話を母語(その人が幼少期から自然に獲得し、使っている言語)とし、また、第一言語〔その人が最も得意としている(うまく使いこなせる)言語〕としています。

また、若いろう者は、健聴者との会話では筆談やスマートフォンも活用したりして(音声言語・文字言語の)日本語を使いますが、ろう者同士の会話では手話を使います。

【ろう者の思いなど】

意見交換の中では、「ろう者」と表記するか「ろうあ者」と表記するかについて、熱心に議論されました。

- (1) 手話では、耳と口の両方を手のひらで塞ぐようにして「ろう・あ」と表現するから「ろうあ者」の方が良い。
 - (2) 団体名も、全国組織では全日本ろうあ連盟、市内では焼津市ろうあ福祉会と名乗っている。
 - (3) 耳が聞こえなかったり、声がうまく出せなかったりするけれど、それに引け目を感じることなく、堂々と自分達のことを「ろうあ者」だと言ってきた。「ろうあ者」という言葉に誇りを持っているし、「ろうあ者」という言葉こそ自分達の気持ちを表している。
- まずは、以上のような意見がありました。その後、若い方の中から、
- (4) 自分は耳は聞こえない、聞こえにくいので「ろう者」ではあるが、声をうまく出せなくても、音声機能・言語機能に障害はないから「あ者」ではない。
 - (5) 自分が「ろうあ者」だと言われると、それには違和感がある。

などの意見がありました。

「ろうあ者」か「ろう者」かにつき、紆余曲折の議論がありました。結論的には、身体的特徴に着目するとより広い概念である「ろう者」（ろうあ者はろう者に含まれる）が妥当だとの意見にまとまりました。

結論に至る過程では、「ろうあ者」という言葉への思い入れは強いが、条例は焼津市の輝かしい未来を目指す前向きなものなので、若い人達の考え、意見を尊重して「ろう者」の方が良いでしょうという温かい思いやりの気持ちにより、意見がまとまった背景があります。

きほんりねん
(基本理念)

だい じょう しゅわ ふ きゅうとう つぎ かが きほんじこう しみん りかい もと そくしん
第3条 手話の普及等は、次に掲げる基本事項についての市民の理解の下に促進されなければならない。

- (1) しょうがい ひと ひと たが じんかく こせい そんちょう あ
障害がある人もない人も、互いに人格と個性を尊重し合うこと。
- (2) しゅわ しゃ たいせつ う つ げんご
手話は、ろう者が大切に受け継いできた言語であること。
- (3) しゅわ つか ばめん そんちょう
手話を使うことは、あらゆる場面で尊重されること。

【趣旨】

本条は、条例における基本理念（根底にある基本的考え方）を定めています。

【解説】

各号の3つの基本的考え方を市民が十分に理解し、それを踏まえた上で、市民の間に手話の普及等が促進されることが必要なことを定めています。

3つの基本的考え方を噛み砕いた言い方にすると、

- (1) 障害があろうがなかろうが全ての人は平等であり、お互いに他者を尊重することが大切である。
- (2) 手話はろう者によって大切に受け継がれ発展を遂げてきた、歴史的・文化的所産としての言語であり、健聴者が使う（音声言語・文字言語の）日本語と同等の尊重されるべき一つの言語である。
- (3) 全て人は平等なのだから、健聴者と同じ市民であり隣人であるろう者が言語である手話を使うことは、尊重されることである。

となります。これを市民が十分に認識していれば、自然に手話の普及等も進んでいきます。

【ろう者の思いなど】

- (1) 聞こえない私達の人格が尊重される街にしていきたい。
- (2) 手話は言語だということ、ろう者の中で大切に受け継がれてきたものだということ、また、ろう者は手話を使い、手話によってコミュニケーションを図っているということを市民（健聴者）に広めたい。
- (3) ろう者と健聴者とは平等だということを全ての市民が理解し、みんな同じ社会に生きている仲間だという認識が大切だと思う。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話の普及等のための施策を推進する責務を有する。

2 市は、手話の普及等のための施策の推進に当たっては、市民のろう者への理解及び手話への理解が深まるように努める。

【趣旨】

本条は、市の責務を定めています。

【解説】

1 第1項関係

市には、手話の普及等のための施策を進めていかなければならない責務があることを定めています。また、その施策推進のために行う市の個別の取組については、別に第7条に定めています。

2 第2項関係

(1) 「ろう者への理解」

ろう者は耳が聞こえなかったり、聞こえにくかったりします。

聴力が少し残っているため、補聴器を使うろう者もいます。人により程度は様々ですが、補聴器を付けても明瞭に音が聞こえず、補聴器からの音と口の形を見て、相手の言葉を理解しようとしています。

補聴器では、音が歪んだり嫌な機械音が入るなど、言葉の聞き取りに神経を使い、とても疲れま

す。補聴器を外して音のない世界に戻ると、安心して安らいだ気持ちになることもあります。

聞こえる世界と聞こえない世界とは全く違います。

ろう者は、前から声を掛けられたときは、目と目が合ったり、相手の表情や仕草から自分が声を掛けられたとわかりますが、後ろや遠くから呼びかけられても、聞こえないのでわかりません。呼びかけに応じず無視をしたと誤解されることもあります。

ろう者が相手に呼びかけるとき、肩をたたいたりします。これについても、肩をたたかれるのを嫌がられるなど、誤解されることもあります。

また、少しずつろう者に優しい社会になっていますが、それでも、社会は聞こえる人のための構造で成り立っています。踏切の音、車のクラクション、電車のアナウンスなど、ろう者には不便なことがいっぱいあります。

耳が聞こえないことで、ろう者にはどのような不便があり、どのような不安な気持ちを感じているのか、また、同じ市民であり、隣人であるろう者に対し、どのような気遣いが必要で、自分達には何ができるのかといったことを、市民が自ら想像し、考え、理解しようとすることで、ろう者への理解が深まっていきます。

(2) 「手話への理解」

ろう者は手話で話します。

補聴器や読唇による会話と比べると、手話による会話は自然でストレスがなく、とてもリラックスできます。

そんな、ろう者が使う手話について、市民が理解しようとするのが大切です。

「手話はどのように生まれ、ろう者の間でどのように育まれてきたのか。手話では言葉をどのように表し、ろう者は、その思いや気持ち、考えを手話でどのように伝えるのか。」など、市民が、歴史的背景も含め手話とはどのような言葉なのかを理解したり、ろう者が手話で会話することを尊重したり、手話などを活用してろう者に物事を伝えようとしたりすることで、手話への理解が深まっています。

市は、市民が「ろう者への理解」と「手話への理解」を深めていけるように普及啓発などを図りながら、手話の普及等のための施策を推進しなければなりません。

【ろう者の思いなど】

- (1) 市には、市民が「ろう（聞こえないということ）」について理解するための仕組みや環境整備を行ってほしい。
- (2) 市民が「ろう」を理解することが大切で、ろう者も聞こえる人と同じ市民だということを理解してもらおうことが市の責務だと思う。
- (3) ろう者への理解が進めば、ろう者が困っているときなどに、周りの人達が自然と手助けしてくれるような世の中になると思う。
- (4) 焼津市で暮らしていくために、まずは「ろう者への理解」があつて、その後に「ろう者が社会参加できるまちづくり」が進むのだと思う。

(市民の役割)

- 第5条 市民は、基本理念にのっとり、ろう者への理解及び手話への理解を深めるよう努めるとともに、市の手話の普及等のための施策に協力するよう努める。
- 2 市民は、基本理念にのっとり、地域社会の一員として、手話を使いやすい地域社会の実現に努める。
- 3 ろう者及びその関連団体は、基本理念にのっとり、手話の普及等を促進するため、自主的な活動に努める。
- 4 事業者は、基本理念にのっとり、その事業においてろう者にサービスを提供するとき、ろう者が利用しやすいように、手話等の使用に配慮するよう努める。
- 5 事業者は、基本理念にのっとり、その事業においてろう者を雇用するとき、ろう者との円滑なコミュニケーションのために手話等を活用して、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努める。

【趣旨】

本条は、市民の役割を定めています。

【解説】

1 第1項関係

市民が自らの姿勢として「ろう者への理解」と「手話への理解」を深めようとすることは、とても大切なことです。（※「ろう者への理解」と「手話への理解」については、第4条第2項の解説のとおりです。）

市民には、「ろう者への理解」と「手話への理解」を深めていきながら、市の手話の普及等のための施策に協力する役割があることを定めています。

2 第2項関係

ろう者も地域社会の一員として暮らしています。

まず第1項により、全ての市民（自然人である市民のほか、市民団体や事業者を含む）が同じ地域社会を構成する一員であるろう者を思いやる気持ちを持つことを定めています。

そして、この第2項では、具体的行動として、ろう者がわかりやすいように手話で物事を伝えたり、ろう者がその思いや気持ち、考えを手話で周りに伝えたりすることができるように、全ての市民が手話を使いやすい地域社会の実現に努めることを定めています。

3 第1項、第2項関係

第1項、第2項の「市民」には、第1条の目的規定にあるように、自然人である市民のほか、市内で活動する様々な市民団体（例えば、町内会、PTA団体、ボランティア団体やサークル団体など）や市内で事業活動を行う事業者（医療、福祉、商業、工業、金融業その他の事業を行う事業者）も含まれます。

自然人である市民とは、市内に居住している人に限らず、市内に通勤や通学している人や市内を訪れている人の、焼津市内にいる全ての人のことです。

また、自然人である「市民」には、ろう者も含まれます。ろう者の中でも、聞こえの程度や年齢、

家庭状況など様々であり、使っている手話も少しずつ違います。特に年齢層により手話の表し方が異なります。

第1項では市民の一人であるろう者が自分自身のことも含め、他者であるろう者にも思いをめぐらすことを定めており、第2項ではろう者自身も手話を使いやすい地域社会の実現に努めることを定めています。

4 第3項関係

第3項では、特に当事者であるろう者（その関連団体も含め）の役割を定めています。

当事者であるろう者は、手話通訳者団体や手話サークルなどの、ろう者と共に活動している団体とともに、自分達から市民へ積極的に働きかけ（＝自主的な活動により）、手話の普及等を促進することを定めています。

5 第4項関係

第4項と第5項では、市民のうち特に事業者について、その役割を定めています。

「その事業においてろう者にサービスを提供するときは、ろう者が利用しやすいように、手話等の使用に配慮するよう努める。」

事業者がろう者に対してサービスを提供するときのことです。

例えば、

ア 病院で治療するときにその治療方針や治療内容

イ 福祉事業者が提供する各種福祉サービスの内容

ウ お店などで、商品を販売したり、サービスを提供したりするときに、その商品やサービスの内容や値段

について説明するときなどに、相手方であるろう者にわかりやすいように、手話などを使い、工夫して伝えるよう努めることを定めています。

6 第5項関係

「その事業においてろう者を雇用するときは、ろう者との円滑なコミュニケーションのために手話等を活用して、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努める。」

ろう者が働く場面において、職場内での円滑なコミュニケーションを欠かすことはできません。そのため、雇用主である事業者は、手話など、ろう者がわかりやすいコミュニケーション手段を活用して、ろう者が働きやすい職場環境を整備するよう努めることを定めています。

また、職場環境の整備とは、雇用後の職場環境だけでなく、雇用時の募集や採用（試験や面接）の場面における配慮も含まれます。

【ろう者の思いなど】

- (1) 日々の暮らしの中で聞こえないことの不便さを市民が知り、ろう者への理解が進むと良いと思う。
- (2) 手話は（音声言語・文字言語の）日本語とは違う。手話は、ろう者にとって、暮らしていく上で大切な言葉であることを市民にわかってほしいと思う。
- (3) 手話への理解と言っても、市民一人一人その程度は様々だと思う。例えば、「おはよう」、「こんにちは」とか「お元気ですか」など、簡単なあいさつを手話でしてくれるだけでも私達は嬉しい。
- (4) ろう者がコミュニケーションを図りやすい環境が整備されていくと良いと思う。
- (5) 市民がろう者のことを知ろうとすることで、市民とろう者との間にある壁が取り払われると思う。
- (6) ろう者、健聴者のどちらもが手話のために活動すれば、お互いの壁が取り払われると思う。
- (7) ろう者と市民とが交流し、お互いのことを理解する。交流の中で手話を身につけたり、笑顔であ

いさつができるようになれば、市民みんなが暮らしやすい街になると思う。

- (8) ろう者の役割は、市民が手話への理解を深められるように、市民に聞こえないということを知ってもらえるように、市民がそれを体験できる機会やろう者と交流できる機会を自分達（ろう者）が作り、働きかけていくことだと思う。
- (9) ろう者も手話を広めるために、積極的に地域行事などに参加することが必要だと思う。
- (10) お店などで少しでも手話をわかってくれる店員さんがいると、とても安心できる。
- (11) お店の連絡先が電話番号だけのところがまだまだある。FAX番号も知らせてほしい。
- (12) 特に接客業など、お店、会社側も、社内で手話に関する研修を実施してくれると良いと思う。
- (13) 現在、市外で働いているろう者が結構いる。市内で働けるような環境づくりが進み、企業がろう者に理解がある街になれば良いと思う。
- (14) 上司や同僚など職場の人が手話を覚えてくれると嬉しい。職場内に手話ができる人が増えると嬉しい。

（計画の策定及び推進）

第6条 市は、市町村障害者計画（障害者基本法（昭和45年法律第84号）に定める市町村障害者計画をいう。）その他の障害者の福祉に関する計画において、手話の普及等のための施策について定め、これを推進する。

【趣旨】

本条は、市の手話の普及等のための施策については、計画をきちんと立てて、それに沿って進めていくことを定めています。

【解説】

「市町村障害者計画その他の障害者の福祉に関する計画」

焼津市障害者計画（6年計画）、焼津市障害福祉計画（3年計画）、焼津市子ども・子育て支援事業計画（5年計画）などの計画のことです。

(市の取組)

第7条 市は、手話の普及等のための施策を推進するため、次に掲げる取組その他の必要な取組を行うよう努める。

- (1) 市の事務所に手話通訳者を配置し、及びその他必要な措置をとることにより、ろう者が市の行政サービスを受ける上で市とのコミュニケーションの円滑化を図る取組
- (2) ろう者と他の者とのコミュニケーションの円滑化を図られるよう、必要な場面において手話通訳者を派遣する取組
- (3) 前2号に規定する手話通訳者について、必要な人員及び適切な処遇を確保するための取組
- (4) 市民が手話を学ぶための機会の提供その他の市民の間に広く手話への理解が深まるための取組
- (5) ろう者が災害時において必要な情報その他の市政に関する情報を正確かつ速やかに得ることができるよう、手話による情報の提供その他のコミュニケーションのための必要な支援を行う取組

2 市は、手話の普及等のための施策の推進に当たっては、ろう者及びその関連団体と、その実施状況について共に確認し、意見交換しながら進める。

【趣旨】

本条は、市の施策推進のための個別の取組などについて定めています。

【解説】

1 第1項関係

第1号 市の事務所への手話通訳者の配置

第2号 手話通訳者の派遣

第3号 手話通訳者の、必要人員の確保と適切な処遇の確保

第4号 市民への手話を学ぶ機会の提供など

第5号 ろう者への手話による市政情報の提供など

手話の普及等のための施策を進めるために市が行う個別の取組のうち、特に重要なものを各号に列記しています。これらは、議会の議決により条例に定められた取組であるため、今後の市の行政運営においても、重点的に継続して行われることとなります。

2 第2項関係

「ろう者及びその関連団体」

市内のろう者や、ろう者と共に活動している市内の団体（手話通訳者団体、手話サークルなど）のことです。

市は、手話の普及等のための施策の推進に当たっては、ろう者及びその関連団体と、その実施状況について共に確認し、意見交換しながら進めなければなりません。

【ろう者の思いなど】

- (1) 市役所にろう者からの相談やろう者の話を聞いてくれる専門職員を配置してほしい。
- (2) 障害福祉部門に専任の手話通訳者が配置されているが、耳が聞こえないこども（ろう児）が生まれたときに、最初に親が相談に行くであろう保健センターなどに、ろう（聞こえないということ）についての専門知識がある職員がいれば良いと思う。
- (3) ろう児の子育て等について親身になって話を聞き、助言してくれる機関が身近な市役所内にあると嬉しい。当事者であるろう者が、同じ立場、同じ目線で話を聞いてくれれば（ピアサポート）、なお良いと思う。
- (4) 手話通訳者の必要人員の確保（処遇の確保も含め）は、私達にとっても大切な問題。焼津市内には静岡福祉大学もあるので、大学と連携、協力して手話通訳者を養成するのも一つの方法だと思う。
- (5) 市役所で開催している市民向け手話講習会は、毎年ある程度の参加者がいて良いと思う。ただし、長丁場（1回2時間、全45回程度で約1年間）なので、熱意がある人には良いが、一般市民には少し敷居が高いと思う。そのため、気軽に参加できるようなミニ講座的なものもあると良いと思う。
- (6) 以前に手話講習会を受講したのに、その後手話に触れる機会が減り手話を忘れてしまった人が、もう一度勉強し直せるようなものもあれば良いと思う。
- (7) 手話講習会修了後に手話に関する活動が続ける人が少ないと思う。修了したことの価値が高まるような、活動を継続してくれるような仕組み作りが必要だと思う。
- (8) 市民の前に、市の職員に手話の勉強をしてほしい。行政職員が率先して取り組んでくれれば、いろいろな手続きに市役所に行くときに、私達も安心できる。
- (9) 幼稚園や小学校、中学校でこども達が手話に触れ、勉強できるような機会があれば良いと思う。こどもの頃から、耳が聞こえず不自由している人達が自分の周りにいて、その人達は手話で会話していることを知ってくれば、手話やろう者を違和感なく受け入れる大人になってくれると思う。
- (10) 焼津市は海の街だから、やはり地震や津波は心配。特に災害時などに、ろう者にタイムラグがなく情報が伝わるようにしてほしい。
- (11) 市役所窓口で行っているタブレットを活用した映像での同時手話通訳の利用が活発になると良いと思う。
- (12) 例えば、ろう者や手話に理解があり、手話への取組が活発な会社などを表彰する制度を作れば、手話の普及が進んでいくと思う。
- (13) 例えば、図書館でろう者向けのサービス（手話付きのDVD図書の貸出し）があれば良いと思う。
- (14) 手話の普及等のための施策については、私達ろう者の意見も聞きながら、その実施状況を確認し、見直し、更に進めていくことが必要だと思う。

さいせい そち
(財政措置)

だい じょう し しゅ わ ふ きゅうとう し さく すいしん ひつよう さいせいじょう そち こう つと
第8条 市は、手話の普及等のための施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

【趣旨】

本条は、財政上の措置について定めています。

【解説】

「必要な財政上の措置を講ずるよう努める。」

条例に基づく「手話の普及等のための施策」を推進するためには一定の財政措置が必要となることから、それを担保するため、必要な財政上の措置を講ずることについて定めています。

い にん
(委任)

だい じょう じょうれい さだ じょうれい し こう かん ひつよう じ こう しちょう べつ さだ
第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【趣旨】

本条は、条例を施行する上で必要な事項を定めることについて、それを市長に委任したものです。

【解説】

「この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。」

市が「手話の普及等のための施策」を推進するために、個別の取組（第7条第1項各号に例示されているような取組）を行う場合などに、それらに関する必要なルールを市長が規則や要綱などで定めることです。

ふ そく
附 則

じょうれい へいせい ねん がつ にち し こう
この条例は、平成30年4月1日から施行する。

【趣旨】

本附則は、条例の施行期日を定めています。